

厚生文教委員会会議録

平成20年8月25日(月)

(開 会) 9:58

(閉 会) 14:16

○ 委員長

ただ今から、厚生文教委員会を開会いたします。「教育・子育て環境について」を議題といたします。「公立保育所運営検討委員会への諮問について」執行部の説明を求めます。

○ 保育課長

公立保育所の運営については、平成19年10月に公立保育所運営検討委員会からの答申を受けて、「保育サービスの質と量の向上」のために12項目の提案に沿った取組みを行なうと共に、平成21年4月からの穎田第1・第2保育所の新築統合と、鯉田保育所の民営化実施に向けた取組みを進めております。なお、公立保育所の運営にあたっては、国・県・他市における幼稚園及び認定子ども園等の状況も見据えながら、毎年検討を続けていく必要があることから、「平成20年度公立保育所の課題解決のための具体的な方策」について、平成20年7月3日に公立保育所運営検討委員会に諮問を行いました。具体的には大きく2点ですが、「保育サービスの質と量の向上」に関する提案の進行管理と、「民営化等の民間活力導入」に関して平成22年4月からの民営化実施について、公立保育所運営検討委員会のご意見をお伺いするものです。また、平成20年8月5日に第2回目の公立保育所運営検討委員会を行いました。そのなかで、平成22年4月から公立保育所を1ヶ所、民営化する方向性が確認されました。今後はどこの保育所を民営化すべきかの協議を進めていただき、平成20年9月末頃までに答申をいただきたいと考えております。

以上、簡単であります但し報告とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般の質疑を許します。

○ 楡井委員

まず1点は、保育士さんたちの年齢が高齢化しているという状況があるようであります。そこで、次の4点についておたずねします。第1は年齢、年代別の構成比ですね、現在の職員の方たちの。それから一番最近の採用はいつだったのか、何人採用されたのか。3つ目が早期または若年退職者が生まれていないか。4つ目は正規職員さらには臨時職員、パート職員の比率がどうなっているか、その比率は法的に見て許容範囲なのかどうか、以上4点についておききします。

○ 保育課長

1点目の年代別構成比ですが、平成19年ですが正規職員が平均して47.2歳ということになっています。一番最近の採用ですが、旧飯塚市では平成13年に2名採用しています、旧穂波では平成9年に1名、旧筑穂では平成9年に2名、旧庄内で平成16年に採用があつて2名採用しています、旧穎田で平成2年に2名採用していますので、一番あたらしいのは旧庄内の平成16年の採用です。早期、若年退職者はあるかということですが、これはある程度若い方で結婚するために退職される方はあると思いますが細かい数字については把握していません。また、正規職員、臨時職員、パート職員の比率ですが、正規職員が7月時点で104名、臨時職員が112名、パート職員—登録保育士と私ども呼んでいますが21名となっています。それと、法的に問題はないかということですが、児童福祉施設最低基準第33条第1項で保育所には保育士、嘱託医及び調理員を置かなくてはならないとなっていますが、正規職員が何%ということはありません。臨時職員といひましても保育士の国家資格を取られていますので、今の構成比で保育所を運営することについては法律上問題はありません。

○ 楡井委員

1点目の年齢、年代別の構成比をおたずねしています。平均は47.2歳ということですが、10歳刻みに計算といたしますか、構成比がどうなっているか分かりましたら教えてください。

○ 保育課長

大変申し訳ありませんが、保育所ごとの平均年齢数については出していますが、議員ご指摘の10歳ごとについては出していません。

○ 楡井委員

事前の打ち合わせで出してもらおうようお願いしてたと思うんですよね、保育所別に出てるということであれば、そう難しい仕事ではないと思われそうですが、その点はいかがですか。

○ 保育課長

大変申し訳ありませんが、保育所別の平均でお答えさせていただいていいでしょうか。

○ 楡井委員

とにかく言ってみてください。

○ 保育課長

菰田保育所45.7、徳前保育所47.2、相田保育所45.7、幸袋保育所46.7、鯉田保育所44.9、鎮西保育所47.9、飯塚東保育所46.6、枝国保育所48.5、樂市保育所45.1、平恒保育所46.7、津原保育所49.7、筑穂保育所46.2、赤坂保育所46.3、颯田第1保育所50.5、颯田第2保育所50.7、平均で47.2となっています。

○ 楡井委員

既に保育所別に見て平均で50歳を超えてるところもあるようで、保育士の仕事から見てもなかなか大変なことじゃないかと思えます。一番若い人、20代の人は何人くらいいますか。

○ 保育課長

一番若い方で26歳の方がいます。あとは30歳以上となります。

○ 楡井委員

一番新しい採用は平成16年2人ですね、庄内といわれてました、このときの二人採用された人の年齢はいくつですか。

○ 保育課長

短大卒業ですので20歳、21歳だろうと思います。

○ 楡井委員

そうすると、26歳ということであれば平成16年20歳、残りの1人はどうされたんですかね。

○ 保育課長

庄内幼稚園のほうに勤務されています。

○ 楡井委員

4年近く全然採用がない状況が続いているわけですよね、この原因は何ですか。

○ 保育課長

行政改革を進めていることが大きいと考えております。

○ 楡井委員

行革で採用がストップしている状況の答弁ですが、市長の基本方針、子育て、若者育成これを重点にしているわけですよね、そういう状況の中で平均の47.2歳とか、非常に高齢化してるわけですよね、にも関わらず行革ということを利用して新規採用がないというのは、市長の姿勢に合わない状況じゃないでしょうか。

○ 保育課長

正規職員でいますと47.2歳となっていますが、全職員、臨時職員を含めるところでは41.5歳ということで、臨時職員を含めた中でやっているのが現状です。

○ 楡井委員

臨時職員の人たちを含めれば約6歳くらい下がるという説明ですが、あくまで正規職員がどうかという観点で質問してるわけですから、正規職員の新採がなくなっていくと、先ほどお聞きしました正規職員が104人、臨時職員が112人という意味では既に臨時職員の方たちが正規職員の比率を上回っているんです。こういう状態がますます今後続いていくということになるんじゃないでしょうか。その点はどうですか。

○ 保育課長

議員ご指摘のとおり、これから先、臨時職員、登録保育士が多くなっていくのではないかと、そのために私どもは先ほど言いましたように公立保育所運営検討委員会の方に諮問しまして8月5日に第2回目の公立保育所運営検討委員会を行い、その中で20年4月から公立保育所を1箇所民営化する方向性を確認させていただきました。

○ 楡井委員

そういう、今の答弁では、今後保育所を次々に民営化していくので市の責任がそこから抜くと、保育についての市の責任を放棄するという方向が今とられている、そういう説明だと思えます。このことについては後ほど質問しますが、そういう方向は私は許されないというふうに思います。正規職員が皆さん方が思っているところまで民営化を進める状況の中では、臨時職員の平均年齢も52歳になる、新採がなければね、そういう状況になるんじゃないかと思いますが、そういう見通しでいいですか。

○ 保育課長

議員ご指摘のように、正規職員の年齢層が上がっていきますけど、臨時職員を採用した中で対応していくことになると思います。

○ 楡井委員

臨時職員でカバーするということですが、先ほどの説明では法的には許容範囲と説明がありました、これは許容範囲という意味では無制限に広げていいのか、許容範囲というのがどの範囲のことなのかを説明してください。

○ 保育課長

児童福祉施設最低基準第33条の2項で乳児3人に対して概ね保育士1名、3歳未満時6人に対して概ね保育士1名、3歳児20人に対して概ね保育士1名、4歳児以上30人に対して概ね保育士1名となっています。しかし先ほど申しましたように臨時職員、正職員ということは、臨時職員でも保育士の国家資格を取られていますので法律上問題はありません。

○ 楡井委員

民営化が何年かかるのかは今はまだ分かりませんが、極端なことをいうとあと5年かかったとすると平均年齢で53歳近くになるんですよ、正規職員が、新採がなければの話ですが。そうなった場合、あとを臨時職員で埋めていくということになれば、ほとんど臨時職員の比率が大きくなってくる、そういう意味では市の責任というのがどういう形で果たすことが出来るのか、保育行政について。この点については大きく問題を残すのではないかと思うんですが、その点についてのお考えをお聞かせ願います。

○ 児童社会福祉部長

質問議員からご指摘を受けていますように、保育にかける子どもさん方を保育所のほうで措置をするということは市の責任となっています。ご提案を受けていますように、確かに職員の採用試験が実施できるような行財政の状況でしたら、職員の新規採用試験をしていただく状況が今のところは厳しいと、しかしながら必ずや市上げて議会の協力も得た中での行財政改革に取り組んでいるところでございます。少ない年数のうちにぜひとも人数は少なくとも構いませ

るので、ある一定の保育士の新規採用職員の実施というのは将来的には必要なことであろうかと思っています。現在のところにつきましてはなかなか厳しい状況はございます。

○ 楡井委員

現状では新規採用が厳しいというご指摘と同時に将来的には必要であるので、採用も人数の如何に問わず採用していくというような答弁の趣旨だったと思います。将来的には必要だといわれますけど、現状では必要ないというお考えですか。厳しいということは別にしてですね、現状は必要ないということなんですか。

○ 児童社会福祉部長

担当部としましては、質問議員の言われるような方向性というのはベター、ベストに状態と思います。しかし現在18年3月26日に合併しまして、5カ年間で129億円の行革を進めなければ第2の夕張になるかもしれないというようなところで現在市をあげて行革に取り組んでいるところでございます。当分の間につきましては、臨時職員の場合はご承知と思いますけども、大学卒業して20歳21歳の方の臨時職員も多く抱えているところでございます。そこらへんのところもあわせて職員と臨時職員、これ資質的には若いからといって保育に対する情熱なり、保育の指導力、資質の問題においては、個々、研修等いたしておりますのでそういったことは無いというふうに思っています。当分の間につきましては現状のところでの保育士の採用については極めて厳しい状況があるというふうに担当部としては認識もいたしております。先ほども申しましたように、将来的に何年後になるかわかりませんが、そのところの試験の実施ということについては担当部としましては要望してまいりたいというふうには考えております。

○ 楡井委員

合併以来の行革が129億円ということが言われました。しかしこの129億円のうち70億円近い目標は達成しているんじゃないか、63億でしたかね、数字としては出ていたと思うんです。半分達成しているわけです、まだ2年足らずでね、そういう状況を踏まえて担当部として今年新採用があったと思います、この新採用の中に保育士を採用してもらいたいという要請をしたのかどうか、もししたのであれば何人要請したのか、その辺をお聞かせください。

○ 保育課長

保育課としまして人事課のほうに保育士を採用して欲しいということの要望はいたしております。

○ 楡井委員

今の答弁ね、部長が盛んに将来的にはと言うふうにいわれているんですけど、今年も採用の要請をしていないという状況の中で、将来的にこの採用を要請するということはなかなか大変じゃないかと思うんです。その点だけ指摘しておきますけど、採用の要請をしなかったという事実はですね・・(「要請をしたと答弁しているよ」という声あり)・・ああ、したといわれたんですか、それは失礼しました、今までの発言は訂正いたします。是非これはね、きちんと毎年要請して頑張っていたきたいと思います。

次に移りますね、鯉田保育所の民営化の現状と申しますか進捗状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○ 保育課長

飯塚市と民間移譲を受けますくすのき会と保護者会代表で6月5日、7月14日に三者会議を行っています。6月5日につきましては主に一日の保育所の流れ、行事についての相違点を確認しています。7月14日については運動会、夕涼み会、生活発表会、世代間交流その他のことについて三者会議を行って順調に進めております。

○ 楡井委員

保育の内容が6月5日、7月14日という形で打ち合わせがされたということですが、その

ほかにはないんですか。

○ 保育課長

保護者説明会を平成19年10月から今年の5月まで6回行ってきています。

○ 楡井委員

今のところ行政の側として掌握していることについて、全然問題がないというふうに理解していいですか。

○ 保育課長

これは平成20年5月15日午後6時より飯塚市、くすのき会、保護者101世帯のうち58世帯出てきていただいています、61名ですけど、そのときにいろいろお話をした中で、あじさいの理事長の方から今の鯉田保育所をきちんと引き継いだ上であじさい保育所のよいところは取り入れてほしいと思うし、その様な提案をしていただくことは是非やっていただきたいという意見が出され、くすのき会の理事長より、あじさい保育所のよいところも見てもらいたいという気持ちもあります、何より鯉田保育所のよいところを吸収しながら、保護者の皆様に喜んでいただけるようによりよい保育を目指していきたいという説明が行われ、出席者の3分の2以上の方から拍手がありました。その後、質問意見が出なかったため、今後は保護者会代表、くすのき会、飯塚市の三者で話し合いを行っていく形になっていますので、非常に良好な関係となっています。

○ 楡井委員

鯉田保育所の統合または建替えの進捗状況についてお願いします。

○ 保育課長

鯉田保育所の統合の件ですが、平成20年8月19日に新鯉田保育所の入札が行われています。株式会社瑞建工務店が税込価格1億1833万9200円で落札しています。今後は平成21年4月から新鯉田保育所を運営しますので支障の無い様に工事を進めてまいりたいと考えています。

○ 楡井委員

統合の建替えは既に始まっているんですか。

○ 保育課長

入札が終わったばかりですので、契約が終わり次第着工になると考えています。

○ 楡井委員

飯塚市市立の保育園の今後の民営化の段取りについてお聞きしたいと思います。先ほどからちょっと質問した中にもありましたけど、どこまで進めようとお考えなのか、その基本点について聞きたいと思います。

○ 保育課長

先ほど報告させていただきましたけど、8月5日に平成22年4月1日に公立保育所を一箇所民営化する方針を決定いたしました。今後は検討委員会で民営化を行う保育所について検討を行います。また平成24年度以降につきましては、平成21年度中に開催されます、次世代育成支援対策行動計画、後期計画策定時の専門部会で幼稚園、保育所、認定子ども園のあり方について協議を行い、今後民営化を実施していく具体的な箇所数を示させていただきたいと考えております。

○ 楡井委員

今後残す、残さないというような数字が皆さん方の口からも時々聞くんですよね。それで最終的にはどういうところが理想なのか、次世代云々という検討委員会待ちというようなことでしょうが、そこはそこで事務局が当然あると思うので、事務局としての考え方についてはいかがですか。

○ 児童社会福祉部長

現在、公立保育所が15園ございます、私立保育所が16園、合計31園ですが、その中で、鯉田保育所は21年の4月から民営化と、颯田第1、第2保育所は来年の同じく4月から統合をいたします。21年の4月からは公立保育所が13園になります。この13園を将来的にどのような数になっていくのかという観点でのおたずねですが、まあ、あくまでも昔の経過を言えば長くなりますが、いちばん早いところで公立保育所運営検討委員会のほうに諮問させていただきまして、今後の公立保育所のあり方についての答申を平成19年10月に出していただいているところです。今後の方向性につきましては公立保育所の担うべき役割、保育サービスの質と量の向上、それと統廃合も視野に入れたところの施設面の向上、三点目といたしましては民間活力の導入という基本方針に基づいて、その中で特に、答申の中で言われていますのが、公立保育所としての担うべき役割は何なのかというところが非常に大きな問題になっています。その中に大きく二点、一点につきましては配慮の必要な子どもさん方、障がい児等を含めた中での保育につきましては、当然これは公立保育所が積極的にやっていくべきであると。もう一点としましては公立保育所を残した中で、そのときそのときの社会情勢、保育の状況等を勘案した中で、保育現場を公立として検証していく必要があると、その検証を踏まえた中での市立保育所の指導というのは当然必要ですよということになってまいります。じゃあ、適正な数がいくらなのかということですが、先ほど課長が答弁いたしました、後期計画につきましては平成26年度までの5ヵ年計画になります。少なくとも今から6年半くらいになりますけど、そここのところの必要な箇所数というのは質問議員も言われていますように先の答申書の中でも示されていますように、1市4町合併いたしまして公立として後期計画の間におきましては、地域の拠点となる保育所は必要ですよというような方向性は読み取れるところであろうと考えています。要するに地域の拠点となる、保育所にお預かりしている子どもさんだけではなくて、子育て支援センターもございますけど、公立保育所は地域の子育て支援の総合相談窓口というような位置づけもいたしているところですので、当面の間は地域の拠点となる保育所は残していくと、将来的な数につきましては毎年毎年見直しをしていく中で、単純に先ほどから出ています保育士の職員採用試験をもしも一切しなければ25年後、単純計算でいけば公立は1園になるかなというような数字上の計算は出来るところでございます。ですからあくまでも後期計画の策定の中では地域の拠点となる保育所は必要ですよということでございますので、数的に行けば1市4町ということになりますから、そこらへんが基本的なベースになろうかと思えます。

○ 楡井委員

地域の拠点的な公立の保育所が必要だと、読み取れると、地域的な保育所は支援センターや総合相談窓口の保育に対する窓口の中心になるということだから、答申書にあるいうなら1地区1ヶ所くらいは公立で残すという方向がいいんじゃないかと考えているというご答弁です。市長はかつて公立保育所を1ヶ所にするというふうに発言をされてるんですけど、この1箇所というのは、今部長が答弁された各地域に1ヶ所という意味だと理解していいかどうか、この点をお聞かせ願いたい。

○ 児童社会福祉部長

市長が将来的には保育所を1ヶ所というような発言をしたということにつきましては、今年の3月議会であったと思います。本会議においても市長自ら答弁をしていただいたところであると思います。何か1ヶ所という言葉が非常に独り歩きをしまっているというふうに私は考えていますけども、ひとつ公立保育所としての意義・必要性を踏まえた中での将来的な公立保育所の数については今後、審議会に諮問をした中で具体的な箇所数が出てこようかと思えます。ひとつ言えますのが、先ほどもちょっと言いましたけど、保育士の採用試験を25年間しなければ保育士が25年後には8名しか残りません。そういったところでのひとつの目安はあろうかと思えますけど、将来的に今から25年間保育士を1名も採用しないということには、私は

そういったことにはならないんじゃないかと思います。例えばで申しましたら、宗像市は公立保育所は0です。全て私立保育所で運営されているという自治体もあります。それと福岡県下の保育所で行きましたときに、県下の市の公立と私立の割合が、公立が約25%、私立が75%になっているというひとつのこれは今の県下の状況はそういったものもあるということであり

○ 楡井委員

質問していないところまで答弁が及んでいますからね、そのことについて一言言わせて頂きますなら、そういう民間の比率の多い自治体、または全部をやっている自治体は、自治体として子育て問題を、自治体としての責任を放棄しているということになるわけですよね。これは自治体としてのあり方として間違ったやり方だというふうに思うんですよ、そういう間違ったやり方を数字上で引き合いに出すということについてはいかがなものかと思います。さらに、その1箇所という言葉が独り歩きしてるといってご指摘ですけど、これは市長の本会議答弁なんですよね、これは独り歩きというものじゃないでしょ。単なる係のひとが言ったとか、保育士さんのひとりが言ったとかいうようなことじゃないでしょ、市長の答弁ですからね、これが独り歩きというように言うなら、市長の発言を軽々しく考えている部長の責任、これは大きいですよ。それから打ち合わせをさせていただいた中で例えば私は穂波の出身ですから言わせていただきますけど、平恒さらには津原保育所、ここは廃止対象にはならないというふうなお話もあったんですけど、このことについてはどうですか。

○ 保育課長

先ほど申しましたけど、平成24年度以降につきましては、平成21年度中に開催される次世代育成支援対策行動計画後期計画の専門部会で幼稚園、保育所、認定こども園のあり方について協議を行い民営化について具体的な箇所を示させていただきますということでございます。

○ 楡井委員

廃止対象ではないけど、民営化対象になるというご答弁のようですね。質問の主旨からすればですね、こういう、平恒、津原保育所、こういうところが民営化という方向が打ち出せるような園なのかどうかね、これは大いに疑問だと思いますし、平恒にしても津原にしても保育園をつくった経緯、このことから考えたら今のような発言は許されないというふうに指摘をしておきたいと思います。

次に移りますが、民営化、鯉田の次はどこを考えているのか、既に1園の保育所を民営化するという数字は検討されています。鯉田の次をどこにするかということは非常に大きな関心のあるところですよ。部長は鯉田を決定する過程で東保育所を推薦した経緯がございます、その後ですが、この考え方は現在もまだ生きているのかどうか、さらには事務局案が既に具体的な固有名詞で示される状況なのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○ 児童社会福祉部長

昨年の民営化をする保育所の決定を協議する中で、5人の委員の中の1委員としての考え方は確かに質問議員言われるとおりでございます。先ほど来から担当課長が説明していますように、現在、公立保育所運営検討委員会の方で22年4月1日から民営化を1園するという方向性については確認をされたところで、今後具体的な箇所、13園になろうかと思いますが、公立保育所13園を対象にしたところの協議審議を今後進めていくことになると、一応答申の時期につきましては来月下旬までには答申がなされて、市長に答申書を渡していただきまして、その後、今までも一緒ですが所管の厚生文教委員会の方にはご報告をさせていただきたいと考えています。

○ 楡井委員

答弁漏れです、東保育所という、部長が推した経緯があるけど、それは現在まで考え方は生きているのか、これを答弁してください。

○ 児童社会福祉部長

先ほどの答弁の中で言いましたように、公立保育所13園の中でどこが一番適切かという審査に今からはいってまいります。従いまして、私といたしまして今時点でどこの保育所ありきというようなところは考えていません。今後内容を精査し、委員相互間での意見交換を進める中で委員会として決定をしていきたいというふうに考えています。

○ 楡井委員

この、現状で1園というのがまだ名前が出せる状況ではないと、検討委員会というふうなことでしょう。さらに事務局案があるのかということについては答弁との関連で具体的には出せないんじゃないかというふうに思います。

そこで穎田の保育所が、2箇所が1箇所に統合して新築に入るというような状況ですが、先程の答弁ないしは確認の状況から見てこれが民営化の対象になるかどうかということについて言えば、民営化の対象にはならないというふうにも考えられるんですが、この点についてはどうですか。

○ 保育課長

先程から答弁させていただいていますが、平成24年以降につきましては平成21年度中に開催されます次世代育成支援対策行動計画後期計画の専門部会で幼稚園、保育所、認定子ども園のあり方について協議を行い、民営化の実施について具体的な箇所を示させていただきたいと考えています。

○ 楡井委員

今の答弁は先程の部長の答弁とも若干矛盾する点じゃないかと思うんですね。いままで出された答申の関係からみて、やはりひとつの旧町にひとつの保育所が拠点的な相談の総合窓口として確保が必要だというふうに考えているというわけでしょう。そうすると24年以降はね、24年まではそういうことであって、24年以降は分からないというようなことではなんではないかと思うんですね、それで、もう少し正確に答弁していただだけませんか。

○ 保育課長

議員ご指摘の件ですが、先程部長のほうから説明しました地域の子育て支援ということで、各旧町に一箇所残していくということですが、その点も含めました中で、先程私説明しましたが、次世代育成支援対策行動計画後期計画の専門部会で民営化実施箇所について検討させていただきたいと思っています。

平成22年4月1日に公立保育所一箇所を民営化する方向を決定いたしますけど、その件につきましては先程部長が答弁いたしましたように地域の子育て支援の箇所となります、旧町に一箇所残すということで考えた中で検討していきたいと考えています。

○ 楡井委員

旧自治体別に一箇所残すということが再度確認されたように思いますが、そうなってくると当然この22年4月から一箇所今検討されてるところですけど、当然これは旧飯塚市内というふうに見ていいのかわかるかですね、この点いかがですか。

○ 児童社会福祉部長

地方自治法の規定に基づきますところの審議会に、現在、諮問し協議をしていただく流れになっています。当然先程も答弁しましたように答申が出て市としての方針が決まれば議会のほうにまたあらためて報告はさせていただきます。今諮問をしている状態の中でですね、具体的にどうなんですよということであれば審議会を設置する必要ないと思います。議会と執行部との関係においてですよ、自治法の中の規定で認められてるわけです。住民代表の附属機関の意見を聞きなさいというところで、そのところがございまして、そういったところを議会で決めますよということになれば審議会設置しなくて即議案の提案で持っていくというような方法もあらうと思います。しかし、保育課、児童育成課といたしてはこの政策決定をする中で

は審議会に諮問をした中で、答申を受けてその結果を踏まえた中での議会の御意見、御協議をお願いするという手順で進めさせていただいておりますので、そういったところでのご理解を是非ともお願いしたいと思います。9月末までには厚生文教委員会の方に報告させていただくというスケジュールで進めさせていくように考えています。

○ 楡井委員

今の質問の主旨とは違いますけどね、部長の答弁の中身は議会軽視につながる内容の発言ですよ、頭ひねってるところを見るとお気づきにならないんですかね。諮問委員会の答申はあくまでも諮問委員会としての意見でしょ、それを審議して決定するのは議会ですよ、何か諮問委員会から答申をいただいたらそれがそのまま通るといような発言だったじゃないですか。私はそう理解しますよ、今の答弁で言えばね。諮問すれば何でも通ると、結果的にはそうなるかも知れませんが、多数決で審議するわけですから、それにしてもやはり附属機関であるところの諮問された検討委員会、こういうところの結果を錦の御旗に掲げるといようなきらいが行政の側には往々にしてあるということを指摘しておきたいと思うんですよ。これはやはり議会をどう見てるのかということの、議会に対する考え方の問題として大切な問題じゃないかというふうに指摘しておきます。

それから次に質問を移しますが、穎田保育所第1、第2の跡地が当然出てくるとは思いますが、この跡地利用計画について現状はどうなってるのか、面積はどのくらいあるのか教えてください。

○ 保育課長

穎田第1保育所が5090.50㎡、穎田第2保育所が2060.16㎡です。平成21年度4月1日より穎田第1保育所と第2保育所を統合し新たな穎田保育所を建設いたします。現在の穎田第1保育所と穎田第2保育所につきましては、平成21年度4月1日より行政財産から普通財産に所管替えとなります。後の売却等につきましては市として検討したいと考えています。

○ 楡井委員

利用計画については市有財産として検討するというところであります。

次に、保育所民営化検討委員会、このあり方についていくつかおたずねいたしたいと思います。今後この保育所民営化検討委員会一委員会の名称が正確ではないかも知れませんが、これが非公開ということになったということでもありますけど、この経緯と理由について述べていただきたいと思います。

○ 保育課長

先程報告しましたが、8月5日に第2回目の公立保育所運営検討委員会を行いました、その中で公立保育所を一箇所民営化する方向性が確認されたわけですが、その後におきまして、委員さんのほうから、これからの審議については非公開でお願いしたいという要望がありました。飯塚市公立保育所運営検討委員会規則第10条により、委員長が各委員に諮り、飯塚市情報公開条例8条第1項第3号を適用し、非公開といたしました。

○ 楡井委員

その理由はどのような理由なんですか、経緯及び理由についてというふうに質問していますので、その理由についてお聞かせ願いたい。

○ 保育課長

委員のほうから非公開をお願いしたいということで、これは昨年公開でやっていたけど、ビラなど配られたので一委員のほうから非公開をお願いしたいとの要望がありました。

○ 楡井委員

その非公開にしてくれという理由を聞いているんです。

○ 児童社会福祉部長

保育所の民営化をする場所の決定をする審議を進める中で、これは質問議員もお分かりと思いますが、現在13園ですね、22年の4月1日からということになれば、13園の個々の将来的な存続なり、統廃合、民営化というようなことが具体的にですね色々な観点から大体10項目、今回の場合は12項目くらいの判断のポイントをつけた中での協議を進めていくことになろうかと思えます。それでそこらへんの結果が出た時点においてはですね、当然先程からも申していますように、厚生文教委員会のほうには報告させていただきます。しかしながら検討委員会の中でのこの13の公立保育所が絞込みがどうしても出てきます、最終的には1箇所になるわけですが、その過程の中での絞り込みの途中の状態での色々な広報につきましては今回は控えるべきという委員の総意によることの非公開になったということですので、そういうことでよろしく願いいたします。

○ 楡井委員

今の答弁は部長が頭の中で考えたやつでしょ、今までの経過を踏まえて、直接委員の方からどういう理由でという理由があったんじゃないですか。それがそのままにただ単に非公開にしてくれというふうに言ったんですか。それはどちらです、今、部長がかなり長い時間使って答弁しましたが、それは部長の考え方で、こうであろうということについてのご意見じゃないですか。

○ 児童社会福祉部長

今回の非公開の件につきましては、昨年の審議を進める中での各委員からの大きな問題提起がなされてきた経過はございます。そここのところの個々の内容については差し控えさせていただきますけど、今回8月5日の公立保育所運営検討委員会におきまして実質的な場所の決定の協議、審議に入る時点におきましてですね、委員の中から要望がだされ、先程課長が答弁しておりましたような非公開というような形にさせていただいておるところでございます。

○ 楡井委員

何度聞いても委員の側から出された理由が明確に答弁がないということでありまして。私はこういういろいろな課題を持った検討委員会、給食もあります、そういうような委員会なりに色々諮問をされて市の行政にその意見を反映させていくということがやられているわけですけど、委員の資質といいますか、委員会の責任、先程言われました、答弁の中でですね、これについて少し考えなければいけないんじゃないかというふうに思うんですよね。市民の非常に大切な財産を失うわけでしょこれで、民間に渡すとかね、そういうことになるわけですよ。さらに、保育園の問題で言えば長年にわたって培ってきた子どもと保護者と保育士と行政も含めて運営してきた市当局の財政面からだけでははかれない財産も含まれてるわけです。こういうのを、先程から何度も言ってますが、保育という公的責任を果たさなければならない仕事を利潤追求の場に投げ出すということになるわけですから、それだけの責任と覚悟を持った委員会であればならないし、委員であればならないというふうに思うんですよね。こういう責任と覚悟をもって検討しなければならないということになればですよ、その過程と結果、これが非常に透明でなければならないし、公正でなければならない。こそこそ隠れて6人か7人か人数分かりませんが、そういうところで決めてしまうというような問題ではないんじゃないかというふうに思うんですよ。これについてはどうですか。

○ 保育課長

先程も答弁しましたが、飯塚市情報公開条例第8条第1項第3号イを適用し非公開をさせていただきたいと思えます。また、どこの保育所にするかということが決定次第、その後につきましては公開といたしたいと考えています。

○ 楡井委員

結果だけを押し付けるという答弁ですよ。私はそうじゃなくて、その結果が導き出される過程をオープンにすべきじゃないかこう言ってるわけですね。この考え方が間違ってるかどうか

か、明確に答弁してください。

○ 保育課長

先程の答弁と同じになりますけど、飯塚市情報公開条例第8条第1項第3号イを適用して非公開としたいと考えています。よろしくをお願いします。

○ 楡井委員

何度も、なんとかの一つ覚えのような形の答弁は、これは考えてもらわなきゃいけないと思うんですよね。やはり大切な財産だと、附属機関のあり方、この問題をもう一回考え直さなきゃいかんのではないかというふうに思うんですよね。市民の皆さん方の関心は非常に高いわけですよ、それは感じられるでしょ。そういう関心の高い問題を非公開の場で決めてしまうというのは条文の問題で言えば私も不勉強ですからよく分かりません、その条文の解釈にあなた方が間違ってるというふうには思いませんけど、こういう諮問委員会、あり方検討委員会の性質として、附属機関の性質としてそういうことがあったらいかんのではないかということで今までずっと公開で傍聴を認めて運営してきたわけでしょ。これを非公開でやるというようなことになると、痛くもない腹も探られなきゃいかんというような状況も皆さん方にかかってくるんじゃないかということも考えられるわけですね、ですからね、これは直ちにこれは撤回して公開で正々堂々と委員の責任を全うするようにしてもらいたいというふうに思います。委員の方からはいろいろ意見が出てるということは私も知っています、また、聞いています。しかし、先程からの繰り返しになりますけど、市民の大切な財産です、そして有形無形の財産でもあります。そういうことから考えたらこういうことを検討する委員の皆さん方の、また委員会の皆さん方の責任と覚悟、これが不十分なんじゃないかということも、この際指摘もさせていただきたいと思います。是非これはそういう議会の意見があったということも、議会というか議員の意見もあったということも提起していただいて検討していただきたいというふうに要望しておきます。保育所の問題については以上で質問を終わります。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:03

再開 11:14

委員会を再開いたします。

○ 江口委員

すいません、いちばん最初に戻るんですが、検討委員会で一園の民営化の方向性を決定したという話がありました。その理由について再度ご説明願います。

○ 保育課長

民営化の決定した理由につきましてということで、事務局のほうから委員会のほうに提案させていただきましたけど、平20年4月時点で正規職員が104名、臨時職員が104名、登録が21名でしたが、平成20年7月時点では正規職員104名、臨時職員112名、登録職員一俗というパートですけど、が21名となって、臨時職員が正規職員を上回っているということです。それと現場の声として障がい者に対するサポートを現在13名の臨時職員を配置して行っていますが、障がい者に対しては正規職員で対応したいという意見が出ています。また、今年から保育士は所長を上げて主管補をおいていますが、主管補が各保育所を回った時点において、各保育所から6割から7割を正規職員にしてほしいという意見もありましたので、それを委員会のほうに報告させていただきました。

○ 江口委員

つまり人間がいないので民営化をするということによろしいですね。

○ 保育課長

実際そういうこととなると考えています。

○ 江口委員

あのね、順番が逆じゃないかと思うんです。必要な人間はきちんと確保する、ですよ。人数が減るから、正規の職員が5割を切るから、私もあの場を傍聴してしまして、ほとんどあのやり取りに終始いたしました。で、あるならば、どんどんこのまま民営化が進む、先程お話の中で将来的なお願いをしたい、また、今年の新採についてもお願いをしたんだけど採っていただけなかったわけですよ、この状況が続くならばどんどん民営化は続くわけです。その半面で公立保育所の意義というものについてこれこれこういうふうを考えるという話がありました。矛盾しているんじゃないかと思うんですよ。その部分については逆に検討委員会のほうがこういった状況にあるのできちんと人員を確保していただくように申し入れるというぐらいの答申を出すような形でないと責任を果たせないと思うわけです。そういった議論は無かったんでしょうか。

○ 児童社会福祉部長

担当課長が答弁しました内容で過去からの経緯で不足している部分がございます。これはずっと合併後から平成18年の8月1日からでございますけど、公立保育所の今後のあり方については審議会に諮問をし、所管の委員会、本会議等で説明をしてきたところを改めましてですね、また原点に帰りましたところの説明をさせていただきます。基本的に公立保育所のあり方につきましては国の流れといたしましては平成13年3月の指針が示されているところでございます。併せまして本市の行財政改革の実施計画を進める中で方向性におきましても、公立保育所の統廃合民営化は議会のほうにも提案させていただきました基本的な合意を得ています。戻りまして国の方向性というのがどうなのかということにつきましては、保育所だけに限らず公共サービスの適正な提供のあり方については、今後は民で出来るものは民で、官でしなければならないものは官でという基本的考え方の中で、国のほうも民営化の移譲先法人といたしましては平成10年以前の時には社会福祉法人なり宗教法人等に限定はされておりました。その後ご承知のとおり、移譲先法人としては株式会社でもいいですよNPO法人でもいいですよというような、これは保育所の運営だけに関わったことではありません。いろんな行政サービスにおいて民間活力の推進をするように国の方針としてひとつ進められた流れはございます。そういった流れを受けまして、平成19年1月に次世代育成支援対策行動計画を策定いたしております次世代育成推進委員会の方で、公立保育所の提言を19年の1月に受けたところでございます。先程も答弁しましたが、この提言書の中で今後の方向性としては公立保育所の役割、保育サービスの質と量の向上が第一点、第二点目としては統廃合も視野に入れたところの施設面の改善、第3点といたしましては民間活力の導入、民営化を見据えたところの民間活力の導入という提言がなされまして、その後、公立保育所運営検討委員会、ここにおきまして、これ昨年6月から協議審査いただく中で、昨年の10月に答申が出ているという状況でございます。そういったことと併せて、行財政改革もございませうけども、先程答弁いたしました正規職員の比率が低くなっているというようなこともひとつの要因として、ただ基本的にですね、保育サービスの内容を見た場合に、公立と私立とどこが違うかと、これ鯉田保育所の民営化に伴いますところの保護者説明会を保護者全体で6回、役員会でプラス2回、その後、三者協議ですね、受け入れ法人と飯塚市と保護者会との協議も既に2回開く中で非常に先程担当課長も言いましたように保護者の方の理解も深まってきたと、については公立と私立の保育サービスはほとんど一緒ですねと、ただし保護者のほうからの要望として私立でよいサービスをしている部分があればそれも取り入れていただきたいと。その新たなサービスを導入するうえにおいては当然全保護者のほうにアンケート調査等を実施した中でご了解をいただいた上で、今後の保育のサービスの充実に向けていくというような方向性になっているというところでございますのでよろしくお願いたします。

○ 江口委員

じゃあ、戻りますけど、この検討委員会に対する諮問はどういった諮問がなされて、それからあとですね、8月に入って方向性の決定が見られるわけですが、それに至るまでどういった議論があったのかについて掻い摘んで説明してもらえますか、実際にあったことだけを説明してください。

○ 保育課長

保育課としましては、飯塚市次世代育成推進委員会の専門部会による提言書の中で、市が抱える深刻な財政状況や行政体質、運営費を含める一般財源の割合の高さを踏まえると市単独による取り組みには限界があるため、民間活力の導入に必要性を提言しました。本委員会としても昨年の答申で民営化を押し出しております、市としましては今後、民で出来るものは民でという方向性で進めてまいりたいという考えで進めました。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:24

再開 11:25

委員会を再開いたします。

○ 児童社会福祉部長

今年の公立保育所運営検討委員会に対する諮問の内容ということでございますでしょうか。今回につきましては、公立保育所のあり方につきまして、先程から言うとりますように大きく3点の基本方針で諮問をさせていただいています。今回につきましては3つのうちの、公立保育所の役割、具体的には公立保育所のサービスの質と量の向上が一点、二点目が民間活力の導入というところで民営化の大きく二点について諮問をお願いしているというところでございます。保育サービスの質の向上等につきましては、具体的に答申書の中で述べられていますように12項目の具体的なサービスの充実、障がい者保育の充実とか、保育課の中に保育担当課長、専任課長の配置とか、読書活動の推進とか、12項目ぐらいあっています。その協議を7月に第1回目をさせていただいています。第2回目の8月4日に今度は民営化の方向性についての協議を願ったという流れでございます。内容につきましては先程課長が答弁したような内容となっております。

○ 江口委員

7月に質と量についての、諮問に関しては二つ、公立保育所のサービスの質と量について、そしてもう一点が民間活力の導入について、諮問についてはこの二点ということでもいいですか。

○ 保育課長

そのとおりです。

○ 江口委員

で、7月についてはその第一、公立保育所の役割サービスの質と量の向上についてということよろしいですか。

○ 保育課長

そのとおりでございます。

○ 江口委員

その質と量の向上について、検討するときに、どういったものが議論されたのか、そして、こうやった形の方向性を出すべきであるという部分についてどういった結論を見たのか、その点ご案内いただけますか。

○ 保育課長

先程部長のほうから説明がありましたけど、12項目について検討しました。第1が保育方針及び計画、第2が地域から親しまれ評価される保育所、第3が人事交流の推進、第4が障がい者保育体験、各種研究の充実、第5が各保育士のアイデアを活かす環境づくり、第6が読書

活動の推進、第7が食育の推進、第8が在宅保育家庭の支援、第9が相談機能、園開放の充実、第10が施設バリアフリー化、第11が障がい児の受け入れ、第12が特定14事業の推進ということです。

○ 江口委員

その12項目を検討して、どういった方向性、それを現実にこういうふうな形でやっていくという結論等については見られたのでしょうか。

○ 保育課長

議員ご指摘のように平成19年9月までの状況と今後の対応について19年以降について保育課としてこういう方針を出しておりますということを提言してこれから先もより充実した課題解決のための具体的な方策としてやっていくということが決定されました。例えば保育方針及び保育計画ということで平成19年9月までの実施状況として飯塚市として、今後の提案として保育課が前年度報告を受けて、次年度の計画の指導を行えるように、指導課長ポストを新設するなど新たな指導体制を構築する必要があります。また、各保育所の年間行事予定表を市のホームページに掲載するなど情報提供に努める必要があるという提案を受けています。それに基づきまして市のホームページから各保育所の紹介や行事予定を見ることが出来るようにするとともに情報推進課の協力を得て行事の写真を月替わりに掲載するなど充実を図っています。4月の人事異動で保育指導主管補として所長経験者を任命し保育計画及び指導計画の管理を行うことで保育サービスの質的向上を図ることとしました。また、デイリープログラムや行事の充実方法などについて平準化を進めていますということでございます。

○ 江口委員

聞いてて確かにその部分に関しては答申の中に出てた分ですよね、それをやってるよという分ですよね。ところがですね、この民営化そして統廃合等について、公立保育所の効率的運営について、今後どうしていくかについては、皆様方はこう答えているんです、平成19年10月18日の委員会で「今回は鯉田保育所を民営化する第一の候補として進めるべきであるとされています。また、それ以降につきましては平成22年4月からの次世代育成支援対策行動計画後期計画と整合性を図りながら民営化を進めていくべきであると提言されているところであります」この部分を見てみると、今回鯉田の民営化、そして颯田の統廃合をやるんだけど、これ以降は後期計画できちんとやると、この後期計画との整合性を図りながらやると、それに続きまして「今後の検討では国・県における制度改定や幼稚園、認定子ども園等との状況も見据えて毎年検討を続けていく必要がありますと書かれています。また、公立保育所の適正配置及び民営化につきましてはコストダウンの趣旨だけでなく保育の質の向上を考えながら適切に実施することが必要であると結ばれています」ですよね、昨年ずっと説明を受けてきた中ではこれ以降の、鯉田以降の民営化については後期計画できちんと数をね、場所を含めながらやるという話でした。この途中途中の毎年の検討については国・県における制度改正や幼稚園、認定子ども園等状況を見据えて検討ですよ。つまり次の民営化については後期計画できちんとやるんだという説明だったわけです。ところが実際に残念ながら人事の方で職員採用をやっていただけというきつい部分があつてと思います、そこで民営化に踏み切られるわけです。今までの説明と違うんですよ、そしてまたその進め方について先程楡井委員から質問がありました、今後は非公開にするという話をされる。審議会でこういった部分が非公開になっていくのであれば、確かに言われるように審議会はいらぬんですよ、結果だけこうなりました、こうなりましたと、確かに結果にいたる理由はあとで出てくるでしょう、だけれども一旦そこである一定の結論が見られれば、そこまで十分検討をしたんでというところで提案もなされると思います。じゃあ、そういった形でいいのであれば、私ども議会も全部非公開で結果だけ公開すればいい、それ違いますよね。情報公開条例、言われましたが第8条第1項第3号といわれましたよね、ここのどれにあたるのかというのも明確にはされておられませんが、楡井委員の話の中

ではそれについては理解できないことはないというお話がありましたが、私はこの審議会について非公開とするところがどの条項にあたるのか、私はさっぱりわからないわけです。そのことは事務局の方にもお話をさせていただきました。総務課の方ともお話をさせていただいています。一方でですね、公開非公開について同じ日の委員会でこのように発言があるわけです「審議会で公開とするか非公開とするかについてなんですが、情報公開の規定に基づいて 15 条あたりだったと思いますけど、市長の諮問機関の委員会における公開の是非については、委員会ではかるという情報公開条例の規定に基づいたところでの公立保育所運営検討委員会での判断をお願いしたところでございます」という話があるんですが、たぶんまだまだ情報公開条例の理解が、皆さん方に浅いと思うわけです。関連する部分は情報公開条例でいいますと、16 条あたりだと思います、会議の公開とあります、「執行機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の審議の内容が不服申立て、苦情処理、あっせん及び調停に係る場合並びに第 8 条各号のいずれかに該当する場合は、その会議の全部又は一部を公開しないことができる。」あくまでここは出来るです。そして「実施機関は、会議について、会議録を適正に作成するものとする。」です。この検討委員会の会議録の作成ならびに公開非公開については先の委員会でも疑義があるという話を何度かさせていただきました。先程ご案内がありましたように昨年度、この検討委員会でどこを民営化しようかと、どこを統廃合しようかという話をされたときには公開でやられていました。去年公開でやったやつが今年非公開になるわけです、それには明確な理由が指し示されなくてはなりませんよね。その点について、どの部分で大丈夫なのか、これははっきりしてもらわなくちゃならないと思います。またですね、委員さんから非公開の申し出があったからという話がありました。委員さんは確かに民間出身で情報公開条例についてご存じない方がおられるかもしれませんが、そこについては事務局のほうがかちんと市の情報公開条例、市の決まりとしてこうなっていますので、申し訳ないがこれは非公開に出来ませんという話をしなければなりません。もしくはお話があった中でそれがどれどれにあたるので非公開ということが出来るかとお思いますという話をしなければなりません。ところが今回はそれがなされていない、若しくはこれが非公開に出来ること事務局は判断されておられるようですが、その点についてこういった形であるのかをお示しいただけますか。

○ 保育課長

議員ご指摘の件ですが、先程、楡井委員のときも答弁しましたが、飯塚市公立保育所運営検討委員会規則第 10 条により委員長が各委員にはかり、飯塚市情報公開条例第 8 条第 1 項第 3 号イを適用して非公開としました。その部分についてイの部分について読ませていただきます「市又は国等が行う行政上の監査、検査、取締り、許認可、試験、入札、契約、交渉、争訟、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の目的が損なわれ、その公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼすことが明らかであるもの」となっております。

○ 児童社会福祉部長

ひとつだけ補足させていただきます。今後の検討委員会の審議が全て非公開ということではございませんので、場所の決定に関する部分のところだけを部分非公開という進め方でやると、最終的な場所の決定の部分のところになればまた公開でいくという流れになりますのでそのところのご理解も併せてお願いします。

○ 江口委員

これは内部協議ではありません。附属機関です、その附属機関に関して基本的に公開とあり、今言われたような部分が適用除外にできるような条項があるわけですが、今言われた 8 条 1 項の 3 号イ、ここについてこれに該当するという話があったわけですが、著しい支障を及ぼすことが明らかということをお教えてください。

○ 児童社会福祉部長

先程からも説明させていただいたと思いますが、一応公立の13園の中から22年の4月1日に民営化をする保育所を1園決定するわけです。1園決定する過程の中では審議協議していく中ではいろんな園が当然候補に上がってくると思います、それぞれの位置づけも出てきようかと思っています。先程の楡井委員のご心配されよった地域の拠点となる保育所はどこなのかと、そういったところも具体的に質疑の中で出てくると思います。そういったことが一応今回につきましては13園の中の1園だけを決定すると、江口委員言っておられますとおり21年中に次世代の後期計画の中で認定子ども園、幼稚園、保育所、この3点セットをした中での後期計画の計画期間が平成22年から26年までの5カ年間になっています。その5カ年計画の中で具体的な13年の保育所がどうなるかということを決めていただくと。今回もう1園になりますので後期計画の時には12園をどうするかという協議になろうかと思っています。

それと、公開の部分と前段で言われていた、非常に今回の民営化の審議過程が分かりにくいという部分があると思います。確かに議事録もお読みになって言われていましたけれども、答申書の中で平成22年4月からの次世代の後期計画で決定しますと、21年度中に策定する中で決めていきますというのを前段で述べています。しかしながら後段の一番最後のところでは毎年検討を続けていく必要があると、結果的には19年度末で保育士さんが11名辞められています、そういった状況も踏まえた中での2年間で22名もお辞めになってるものですから、そういった中で本来は21年中の計画と考えていましたけど、毎年見直すということも踏まえた中で現在協議をやっているところなんです。

○ 委員長

質問者は何が支障があるのかということを知りたいので、質問に対しての答弁をお願いします。

○ 保育課長

今の何が支障があるのかということですが、やはり1園を民営化するということにあたって各委員から色んな意見が出されるわけでございますけど、それについて著しく支障があるということ考えています。

○ 江口委員

全く理由にならないと思っています。総務課と確認をしながらきちんとやっていただきたい。副市長、情報公開これ市長部局全体の問題なんです、そしてまた教育委員会、どこも関わる問題なんです。こういった形で審議会が非公開という形になるのであれば、この規定の仕方自体を考えなくてはならないわけです。著しい支障を及ぼすことが明らかということは、立証責任は市側にあるんです、実施機関側にあるんです。これこれこういう著しい支障を及ぼすことが明らかであるから非公開とさせていただきます。この説明があつて初めてこれについては非公開と出来るんです。昨年これは公開でやっています、そしてそこで著しい支障が及んだのかどうか、それを考えると実際にこれで大混乱が起きて会議がずっと出来なかったということもあつていません、私はそれを考えると著しい支障を及ぼすことが明らかとは判断できないと考えます。これについてはきちんと確認をしたうえで委員会をやっていただきたいと思いますがよろしいですか。

○ 保育課長

議員後心配の件ですが、総務課と確認をしています。

○ 江口委員

総務課と確認をしていますというのは、総務課はそれでいいというご判断だったということでしょうか。

○ 保育課長

そういうことございます。

○ 江口委員

であるならば、再度検討してください。再度検討してください。副市長いいですか。

○ 児童社会福祉部長

委員の提案につきましては次回の厚生文教委員会でまた報告させていただきたいというふうに考えております。

○ 江口委員

情報公開条例がなぜあるのか、市長も透明な行政というお話をされます、徹底した情報公開という話をされます。説明責任があるからこそ、きちんとそれを情報公開のもとでやる、だからここここに会議の公開も入り、それに対して厳しい制約があるわけです。今の議論が成り立つならば、全ての審議会で結果が出るまで非公開ということが出来ます。これが値上げにつながるものですので、国民健康保険の料金について、税の金額について、結論が出るまでは非公開とさせていただきます。通学区域の審議会について、何についても非公開とさせていただきますということが出来ます。そうならないようにこの条例の規定は作られています。そのことをきちんと考えた上でやっていただきたいと思います。

それともう一点、この検討委員会が今後どうするのか、先程部長は後段で毎年検討を続けていく必要がありますというお話をなされましたが、毎年検討を続けていく必要がありますと書いてあるのは、答申書の中では、今後の検討では国、県における制度改定や幼稚園、認定子ども園等との状況も見据えて毎年検討を続けていく必要がありますです。民営化については鯉田保育所を民営化する第一の候補として進めるべきであるとされている、またそれ以降につきましては平成22年4月からの次世代育成支援対策行動計画後期計画と整合性を図りながら民営化を進めていくべきですね、つまり後期計画で鯉田以降の民営化にはつめていくよと、その間については認定子ども園や幼稚園等の状況も踏まえ、そして言われたような公立保育所の質と量のサービスの向上をどうやってはかっていくか、役割を果たしていく中でどういった手を打っていくべきか、それを考えるのが役割であると思います。このことも考えた上できちんとやっていただきたいということを要望いたします。

もう一点、この保育所の民営化と並んで鯉田保育所の統合ですね、新築が進むわけですが、鯉田保育所について、通遠路というか、について危ないのじゃないかという意見を聞くことがございます。その点について、もしあるのであれば図面等を示していただいて、これこれこういうふうな議論があっている、それに対して私どもはこう判断しているという部分をお示し願いますか。

○ 江口委員

すみません、もし資料があるのであれば、資料を提出したうえでご説明をしていただきたいと思っております。委員長においてお取り計らいのほどをよろしく願います。

○ 委員長

執行部にお尋ねしますが、ただ今、江口委員から要求のありました資料は提出できますか。

○ 保育課長

提出させていただきます。

○ 委員長

おはかりいたします。ただ今、江口委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。準備されていますので、事務局に配付させます。

(資料配付)

○ 保育課長

今、図面をお手元にお渡しさせていただきましたけど、付近の位置図と、あとは2ページ目が配置図というふうになっております。これについてはまず、颯田の地域住民、今度建設するところの近くの住民の方への説明会を行いました。それと、颯田第1保育所の保護者の方と颯田第2保育所の保護者の方に説明会を行っております。それで、一番問題になっておりますのが、ここの颯田保育所を新築工事するところが下り坂になっておりますので、皆さんご心配の点については、ここにトラックなんかがよく通ってくるということで、この向こうに颯田中学校があります、そこのところからトラックが通ってきて、颯田保育所に子どもさんを預ける時に、ここに車を置いたままされるんじゃないかということで、ご心配な点があります。それで、私どもとしましては、颯田保育所の入り口を広くして、駐車場を12台分とするようなスペースを作っております。うちのほうで時間帯を調べましたら、保護者の皆さんの時間がぶつかる時点で保護者の方が10名くらいということで、12台の駐車スペースをとっておけば十分ということで考えております。それで、子どもさんにつきましては親から保育所のほうに手渡しをするということで、その点については心配要らないということで考えています。まず、住民のほうで一番心配なところは、その下り坂のところでは交通のアクセスが一番心配されてますので、市としてはミラー、そして市道については減速するような仕組みを作っていきたいと考えています。

○ 江口委員

心配されているのは、この下り坂の前に停めるのではないかとということでしょうか。それとも出入りのところ、どのあたりでしょうか。

○ 保育課長

今、委員ご指摘の両方でございます。前のところに停めることと、入り口のところにも停めるということでございます。

○ 江口委員

で、この道路上の駐車をきちんと処理できれば大丈夫というふうな考え方、また、それについて、対策としてはカーブミラー等々で十分とお考えということでよろしいですか。

○ 保育課長

今、委員ご指摘の件ですけど、まずうちのほうとしましては、朝に保育士が出まして、その道路のほうにはとにかく停めさせないで、中のほうに入れる指導をしております。それで、私どもとしては十分対応できると考えております。

○ 江口委員

ここは定員何名ですか。

○ 保育課長

定員120名でございます。

○ 江口委員

確かに、保護者の言われる心配という言葉も分からないことはないんです。120名、まあ、兄弟等もあるかとは思いますが、駐車場は12台ですよね。出入りが止まることはあり得ると思うんです。入ろうとする車、通行する車、出ようとする車がありますよね。その心配も分かると思います。で、これ以外にどこか、ちょっと歩いて行けるところに、送迎の時にここも使っていていいよという駐車場等が確保できるということはないんでしょうか。

○ 保育課長

委員、ご心配ですけど、こういうふうに保育所を建てておりますけど、まず12台も駐車スペースがあるという保育所はないと思いますので、先ほども申しましたけど、第1・第2保育所の時間帯で来るのを合わせましても10台が精一杯ですので。それとまず、子どもさんは保護者から保育士に手で渡してまいりますので、そのご心配の点はないと考えております。

○ 江口委員

本当に大丈夫なのかな、と心配をする保護者の気持ちが分からなくはないわけです。ぜひ、保護者の方々ときちんと話しをして、その不安解消に努めてください。確かに、12台駐車場があるところって、そうそうないですよ。私立ではあつたりします。そういった時の駐車場って、通行料が少ないところからあえて行ったりするわけですね。しかし、この前の道は結構車が通るんです。確かに、言われたように、坂の上になって見通しが良くないからこそ心配されてると思いますので、ほら、心配してたとおりじゃないかと言われぬように、しっかりやっていたきたいと思います。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 江口委員

保育所は終わりましたので、ほかの点についてお聞きしたいと思います。学校給食なんですが、いろんなところで値上げがあっています。飯塚市ではまだその話を聞かないわけですが、給食のパンの枚数が減ったとか、いろんなお話を聞きます。もうじき新学期が始まるわけですが、飯塚市としてその部分について何らか考えておられることがありましたら教えていただけますか。

○ 学校給食課長

ただ今の関係で、パンが減ったとかいうことは、まだないんですけど、ただ今のところ、いろんな物価につきまして、いろいろ上がっておりますけど、食材につきましては県の学校給食会から70%以上購入しておりますが、学校給食会からの報告では、企業努力で今年までは値上げを抑止できている。ただ、来年からは困難という報告を受けたため、本年6月25日に教育委員会の定例会に給食運営審議会への給食費の改定の諮問議案を上程し、議決を頂いて、給食運営審議会に諮問をいたしているところでございます。

○ 江口委員

今年については何とか値上げをする必要はなさそうだ、と。それは県の学校給食会からの納入が70%を超えているから、そして企業努力でいだろうということですね。そして、多分その、給食運営審議会でしたっけ、審議会のほうにかけるといってお話、そこらへん、もう少し詳しく教えていただけますか。

○ 学校給食課長

ただ今申しました件につきましては、県の学校給食会が企業努力により今のところ食材の値上げを抑制しておりますけれど、それと併せて、栄養職員が献立の工夫などで栄養価の減少を起ささないように努力しており、現在のところ何とか収支バランスをとっており、そういうふうに、主食につきましての減少というのは起こっていないということなんです。

○ 江口委員

運営審議会のことを聞かせてくださいと言ったんです。

○ 教育部長

確かに、ご存知のように物価が種々上がりまして、非常に給食の食材の購入そのものが苦しい状況になっております。ただ、今、学校給食課長が答えましたように、何とか今年度持ちこたえようということで、一生懸命努力しながらやっているとありますが、来年度については非常に見通しが立たないということの中で、やはり給食費については改定が必要だろうという考え方のもとで、先ほどお答えしましたように給食運営審議会、これに給食費の改定についての諮問をいたしたところでございます。

○ 江口委員

来年度の料金見直しについて諮問をしたということよろしいですか。

○ 学校給食課長

そのとおりです。

○ 江口委員

もう一点、70%以上を県の学校給食会から取っているのも、先方の企業努力もあって値上げするところまでは必要ないというお話がありました。ただ、私どもがどこに食事に行っても、結構上がっているわけです。その中で頑張っているのはありがたいことではあるんですが、県の学校給食会から食材を納入していただくのが本当にずっとこれから先もいいことなのかどうなのか。その分、地産地消という動きもごさいます。そういった部分も併せてきちんと考えていただきたいということを要望いたします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 楡井委員

今の質問にあっています給食について、私のほうから少しお聞きしたいと思います。結局、今、給食費の改定ですか、引き上げの方向で審議会に諮問されてるようですけども、具体的にどのくらいを考えておられるのか。このことについてはいかがですか。

○ 学校給食課長

その件につきましては審議事項となっておりますので、私のほうからはお答えができませんので、ご理解よろしく願いいたします。

○ 楡井委員

ちょっと質問の仕方を変えてみますけれど、現在の給食費で収支の見込み、これがどういうことになるのか計算されておりますか。

○ 学校給食課長

江口委員のご質問に対してご答弁いたしましたとおり、今のところ県の学校給食会の企業努力及び栄養職員の献立の工夫により栄養価の減少を起ささないように努力しているため、今のところは収支バランスが取れるものと考えております。

○ 楡井委員

来年度から引き上げをしようということで諮問をしてるわけでしょ。当然、そういう現在の状況、現在の給食費と、それから諸物価の値上がりとかいろいろ言われて引き上げをしなければいけないということで諮問をしてるわけでしょ。当然、その諮問にはいろいろ資料を付けるじゃないですか。そしたら、その資料を出してくれというふうに審議会で言われましたでしょ。当然、来年度の収支の見込み、これがなければ、どのくらい引き上げをしていいのか、委員さんも討議に困るじゃないですか、話し合い、検討するのに。その収支のことを言ってるわけですよ。全く収支の見込みがたたないのに値上げしてくれと、こういう諮問の仕方はないでしょう。どうでしょうか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩 12:06

再開 13:02

委員会を再開いたします。

○ 学校給食課長

先ほど楡井委員からありましたご質問につきましては、収支についてのご質問だったと思うんですけど、収支につきましては一食あたりの単価をもとに栄養教諭が献立を作りまして、その範囲内でのカロリー計算、基準内のカロリーを保てるように計算しておりますので、パンも良いパンもあれば、いわゆる下のランクのものを取って料金にあうような計算をいたしております。それと、平成19年と平成20年につきましては、学校給食会からの報告では前年度からの上昇を6.2%に留めたとの報告を受けております。そのため、3,300円、一食単価に直しますと196.2円、現行で行ってますけど、それにつきましては、その一食あたり、通常使っ

てる物資の比較対照表を作成中でございます。

○ 楡井委員

結局、平成18年と平成20年を比べたら、食材費が6.2%くらい上がっているということで、それが計算すると196円になるということですかね。ですから、この6.2%がこれに換算して、値上げの分を考えていかなければいけない、それがまだ正確には決まっていないというようなことですか。再度確認をさせていただきます。

○ 学校給食課長

もともと平成18年に決まりました月3,300円に対しての単価が196.2円ですね。それにつきまして、県の学校給食会からのものにつきましては、平成19年度と20年度の比較です。今、試算しているところは、平成18年度を平成20年度の価格に引き直したところの価格と、月3,300円の比較対照表を今、作成中です。

○ 楡井委員

確認させていただきましても、平成19年と20年の食材の値上がり分が6.2%だ、従って3,300円、これは小学生ですけどね、3,300円の給食費のうち、一食が196円だから、単純に計算すると196円の6%くらいが値上がりするんじゃないかというふうに考えてもいいですか。これは私の主観として考えていいかということです。

○ 学校給食課長

一応、加重平均となっておりますので、使う食材によってはそれ以上上がったものもあると思います。ですから、今はその点を試算しているわけなんです。

○ 楡井委員

それでは、その試算はいつ完了するんですか。それで、公表する場所はどこですか。

○ 学校給食課長

8月29日に学校給食運営審議会の、第2回を開きますので、それに向かって今、試算表を作成中です。ですから、間違いなく審議会に公表する、公表といいますか、審議資料として提出する予定にしております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 楡井委員

それでは、耐震問題について少しお尋ねしますので、よろしく願いいたします。まず第一点目は、小学校・中学校及び保育所・幼稚園、これらの耐震診断の進捗状況についてお知らせ願いたいと思います。

○ 教育施設課長

小学校・中学校・幼稚園の耐震診断の進捗状況を報告いたします。現在、小学校・中学校の耐震診断の完了している学校は、小学校が1校、中学校が1校でございます。平成20年度に小学校2校、中学校1校の耐震診断を、現在行っております。

○ 保育課長

保育所の特定建設物は、2階建て、500㎡以上かつ昭和56年6月1日以前に建築確認申請が許可されたものにつきましては耐震改修を行うように努力義務が課せられております。飯塚市は菰田保育所が昭和56年3月、徳前保育所が昭和46年2月、相田保育所が昭和47年3月、相田保育所については平成14年12月に大規模改修を行っておりますが、耐震につきましては次世代育成行動計画後期計画を平成21年度中に策定いたしますので、その中で保育所の建替えや耐震改修について検討していきたいと考えております。

○ 楡井委員

小学校・中学校に絞って質問させていただきますけれども、完了しているのが小学校1校・中学校1校、今年度中に完了するのが1校と2校というような状況ですけども、診断をしな

なければならない学校の数は、小学校・中学校、それぞれいくつですか。

○ 教育施設課長

耐震診断をしなければならない学校につきましては、小学校は3校不必要でございますので、小学校が19校、それから中学校は12校ということになります。

○ 楡井委員

そうすると、まだまだ大変な数字が残るということになるわけですが、耐震化改築に国の補助率が引き上げられたと思います。どういう比率で引き上げられたのか、そしてその期間はあるのかどうか。あれば、何年とかいう形で教えていただきたいと思います。

○ 教育施設課長

地震特措法が改正されまして、第3次地震防災緊急事業5ヵ年計画によりまして、交付金が原則3分の1から2分の1への嵩上げの特例措置がっております。この期間につきましては、平成22年度までとなっております。

○ 楡井委員

その補助率が引き上げられたということで、この補助は改築には当然受けられるでしょうけれども、診断料に対しては受けられるかどうかについてはどうでしょうか。

○ 教育施設課長

診断料も含まれます。

○ 楡井委員

当然、保育所・幼稚園にも適用されるのかどうか。

○ 教育施設課長

まず幼稚園のほう、私から答弁させていただきます。この制度は文部科学省の所管でございますので、幼稚園には適用されます。

○ 保育課長

調査いたしましたけれど、耐震診断につきましては国土交通省の補助が3分の1ということで、耐震設計・耐震実施工事につきましては、先ほど県のほうに確認いたしましたけれど、厚生労働省としては補助はないということでございます。

○ 楡井委員

それでは、学校教育関係ということで文部科学省という関係でこれが適用されるということですが、この補助の引き上げによって市の負担はどのくらい軽くなるものなのか。実際その診断なり改築なりを行っている実施状況ですね、このことから見て、どのくらい市の負担が軽くなるのか。また、もし、この比率が、やられてないということであれば、今後実施するであろう状況の中で、どのくらい市の負担が軽くなるのかな、ということについてご答弁願いたいと思います。

○ 教育施設課長

個々の試算は行っておりませんが、合併特例債を充当いたしておりますので、市の負担といたしましては若干軽くなるとは考えておりますけれども、幾ら、という試算は考えておりません。それほど変わらないのではないかと考えております。

○ 楡井委員

現在行っている改築作業は合併特例債を使っているもので、合併特例債に対する補助といえますかね、これがあるということで、3分の1から2分の1になっても市の負担は変わらないということですか。

○ 教育施設課長

そんなに大きな変化はないというように考えております。

○ 楡井委員

そうすると、この期間中に耐震改築を終わらせるというメリットは余りないということにな

と思うんですが、そういうことでいいですか。

○ 教育施設課長

市の負担といたしましては、実際、予算編成上は変わらないと思いますけれども、やはり補助金でございますので、3分の1の補助金よりも2分の1の補助金のほうが有利だというふうに考えております。

○ 楡井委員

その「有利になる」という金額がどのくらいなのかという試算が出ないのかという質問なんですけどね、先ほどの質問は、それが、余り変わらないだろうという答弁なんですけど。前の答弁と今の答弁とは、ちょっと食い違ってるんじゃないでしょうかね。

○ 教育施設課長

耐震診断を行いまして、それから工事の設計をいたしますので、それぞれの学校で違いますので、試算というのはできない状況であります。

○ 楡井委員

一番近い改築でいえば伊岐須小学校でしたか、一中でしたか、どちらかが改築してますよね。それで、この時の費用がどのくらいかかって、それが例えば、例えばですよ、5億円かかったとする、で、3分の1だから、1億5千万円くらいの国の補助だと。これが2億5千万円にあがるわけだから、その差の約1億円くらいが、市の負担が軽くなるというような単純な引き算・足し算は出来ないんですか。

○ 教育施設課長

大まかな試算でございますけれども、総事業費が1億といたしまして、現在3分の1で補助金が3,300万円、そして2分の1となりますとこれが5千万円ということになります。それにつきまして、残りにつきましては合併特例債を充当いたしますので、本当に大雑把な試算でございますけれども、3分の1が約380万円程度、それから2分の1のときに250万円程度、本当に大雑把ですけども、100万円程度の効果があるんじゃないかというふうに考えております。

○ 楡井委員

そういう意味では、一定の市の負担が軽くなるのは、今、答弁があったとおりですよ。個々の学校によって耐震が、軽くて済むのか、重くて済むのか、一つひとつの学校によって違います。ですから、個々の例としては出ないけれども、例えば今の説明が適用されると思うんですね。そういう意味で、現在、耐震の実施をやったところ、やっているところ、終わったところ、過程のところがあると思いますけれども、その中に地場の業者がどのくらい参加しているものなのか。これについてはご答弁願えますか。

○ 教育施設課長

現在、耐震診断の委託、それから工事をやっています伊岐須小学校と飯塚第一中学校の工事につきましては、市内の業者が全て対応しております。

○ 楡井委員

それから、先ほど言いましたように平成22年までですかね。あと2年ちょっとしかないという状況の中で、19校と12校、まだ31校、診断をしなければならぬ学校が残ってるという状況が一方にはあります。一方では市の負担がそれなりに軽くなるという状況がありますから、その制度を大いに使って、今は建設業者の中で大変、仕事がないということで困られているという話をあちこちで聞きます。これを活用して耐震の診断と学校の改築、これを大いに急いだほうが、学校のためにも生徒のためにも、また市のためにも有利に働くのではないかというふうに思うんですけれども。あと2年半の間にこの31校を終わらせるというのは並大抵の仕事量ではないと思いますけれども、耐震改築を早めるという意味では、どのような対応策を考えておられるか、ご答弁願いたいと思います。

○ 教育施設課長

質問者の言われますとおり、平成22年度までに全て完了はかなり難しい状況でございます。しかし、関係各課と協議いたしまして少しでも計画の前倒しをしたいと思いますっております。それから、その後につきましては合併特例債を充当いたしまして、出来るだけ早急に耐震化を推進していきたいと考えております。

○ 楡井委員

合併特例債にかなり熱意を持っておられるようですが、合併特例債も市民の負担があるんですよね。だから、そこを軽々しく合併特例債を使うというのはいかがなものかと思います。せっかくこういうふうな3分の1から2分の1に、国の補助があるわけですからね、これを大いに活用するということが、今、真剣に考えて対策を立てるべきではないかというふうに思うんですよね。幼稚園についても同じような方向で大いに研究してもらって、後々またチャンスがあれば報告していただきたいというふうに思います。残りのほうが圧倒的に多いという状況を、ぜひ、その状況から逃れる、逃れるという言葉はおかしいですね、早く半分以上はやれるような方向をぜひ総力をあげて検討していただくというふうにお願ひしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○ 江口委員

教育には色んな発表の場が大切になってくるんだと思います。コスモスコモンなんですけど、まだ公募がなされていない状況にあるかと思っております。今どのような状況にあるのか、今後の見込みを含めてお聞かせいただけますか。

○ 生涯学習課長

ご質問の件につきましては、6月議会以降教育委員会内部で文化関係者からの意見を聞きまして、またいろいろ検討を重ねてきています。併せて市長、副市長とも協議をするなどして検討をしているところでございます。今後でございますけれども、時間的な余裕がないというようなことがございますけれども、最終的な結論を早急に出しまして平成21年度の指定管理者導入に間に合うように事務手続きを進めてまいりたいと考えています。

○ 江口委員

12月議会に指定管理者の議案を出すというところでやる。そして、予定通り公募という理解でいいんですよね。

○ 生涯学習課長

21年4月からの指定管理者制度を考えますと12月議会に指定管理候補者にかかる議案を提出するというのが最善だと考えています。ですから12月に議案が提案できるよう準備を進めてまいります。また、公募するかというご質問がございましたけど、今現在検討中ですので、その回答についてはご容赦をお願いいたします。

○ 江口委員

今まで公募が前提でという話をしてきたけれど、それが変更になることもありえるという理解でいいんでしょうか。

○ 生涯学習課長

今まさに、先程申し上げましたように教育委員会内部でも、それから市長、副市長とのいわゆる市長部局との協議も進めて検討している最中ですので、その件に対してのお答えは今しばらくご容赦いただきたいと思っております。

○ 江口委員

もし、前回と同じような公募で無いとなるならば、大きな方向の転換になります。それについては事前にきちんと委員会等に報告をしたうえでなされるというところでしょうか。それとも、そうではないということもありえるということでしょうか。

○ 生涯学習課長

方向が決まりましたら、早急に委員会にも報告をしたいというふうに考えています。

○ 江口委員

方向をおよそ決めて、委員会にきちんと報告をした上で実施をするというふうなところでいいでしょうか。

○ 生涯学習課長

その方向で結構でございます。

○ 江口委員

今、その部分も含めて検討があっているというお話がございましたが、昨年、一昨年ですかね、昨年ですかね、昨年の指定管理者の議決のとき以来、市側としては公募がベストだというところはずっとやってこられて来ています。ここの部分がぶれると指定管理者全体に及ぼす影響も大きいと思われまます。そのことをしっかり考えた上でやっていただきたい。あの施設が公募でないということがあるのであれば、他のところも同じようなことがぞろぞろ出てくるわけですよ。民に出来るところは民で、民間活力導入とっていたのが、その前提が崩れてしまいます。そのことを十分考えた上でやっていただかないと、それこそもう一度否決ということもありえる、そのことをきちんと肝に銘じてやっていただきたいと思っています。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

おはかりいたします、本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「高齢者対策について」を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

後期高齢者医療制度の問題について3点お願いしたいと思います。

後期高齢者医療制度が始まって4ヶ月が過ぎて、5ヶ月目であります。終戦記念日の8月15日、この日に年金から3回目の天引きが実施されました。この制度については高齢者及び国民の非常に大きな反対の声が次々に大きく、政府による手直しが次々に行われているようであります。8月15日の年金からの天引きの時には高齢者の方たちが戦時中又は戦後ですね、大変苦しい思いをしてきて頑張ってきたのに、こんな歳をとってからまたその苦しめられないといけないのかというような声も全国的にもテレビ、新聞等でたくさん紹介されておりました。そういう声を反映してでしようが、先程言いましたように次々に政府の手直しが行われております。どのような手直しが何回くらい行われてきたのか、これによって窓口業務を担当している人たちが大変苦勞しているんじゃないかと思っております。そういう窓口業務を担当している皆さんとしてどのようにこのことについて感じているのか、その点についてまずお聞かせ願いたいと思っております。

○ 健康増進課長

後期高齢者制度につきまして、今回大きな改正があつていましてその内容につきまして、およそ3点ございます。ひとつは保険料の均等割7割軽減の方につきましてその軽減割合を8.5割とすること、ひとつは所得の低い方、基礎控除後の総所得金額が58万円以下の方、年金額で申しますと211万円になりますが、この方々について所得割を一律5割軽減すること、もうひとつは年金からの特別徴収でございますが、国民健康保険税を2年間確実に納付されていた方、また年金収入が年180万円未満の方で世帯主又は配偶者の口座から振り替えが可能の方、この方々につきましては申し出によりまして口座振替を可能とする、この3点が今度の改正で行われています。私どもの感想ですが、低所得者対策ということになっております、低

所得者対策としてはよいことではないかと感じています。

○ 楡井委員

今回の改正ということで今3点言われたんですが、これまでどのような改定が行われてきたのか、このことについてお答え願えますか。

○ 健康増進課長

4月に実施されて以降これがはじめてだと思います。

○ 楡井委員

4月実施されて以降ということですが、これを実施するぞということから考えれば相当色々指折って数え切れないほど手直しがおこなわれていると思うんです。そういう状況の中で窓口担当の方も相当に処理に振り回されていると思いますし、市民も相当これに理解に苦しむという状況も生まれているんじゃないかと思うんです。そういうことから考えて、その反映ではないかと思われるんですけど、最近特に健康増進課の窓口で市民の皆さん方が列をなしているという状況を再三目にします。その市民の皆さん方の持ってこられている相談なり苦情なりの内容についてどういう内容なのか分かるだけ詳しく教えてください。

○ 健康増進課長

私も4月に健康増進課長を拝命して職務をいたしていますが、他のところに比べてかなり多いということを感じています。現在窓口でこられてる方につきましては高額療養費の支給申請、また母子医療の更新があつていますのでその方々、また、入院の食事代に関する減額認定と申しましょうか後期高齢者、一般の国保の方も同じですが、この方々の減額認定の申請ということで来られてる方が多ございます。今までの国保だけでなく後期高齢者医療という制度の導入に伴いまして、やはり来られる方が増えているということは確かだと感じています。

○ 楡井委員

窓口でのいろんな混雑ぶり、混乱ぶりというのがなかなか収まらない状況が続いているということでもあります。結局手直し手直しでは国民の皆さん方の怒りが収まらないという状況が続いているんじゃないかと思います。具体的に個人個人にそれが表れているということじゃないかと思いますが、現在の保険料について今後どういうふうになるのか、見通しなり皆さん方の考え方なりについてをお聞かせ願いたいと思います。

○ 健康増進課長

後期高齢者の医療の保険料につきましては原則全経費の1割と定められています。このため医療費が上がれば必然的に保険料も上がるというふうに認識しています。

○ 楡井委員

先程低所得者対策でよかったというご発言がありましたが現在10%ですよね、医療費の内の、これが、医療費が上がれば10%が12%になり15%なり、そういうどんどん上がっていくであろうという御答弁だったと思うんですけど、その際、国の補助率—こういうことは全然変わらないということなんですか。

○ 健康増進課長

先程、保険料が医療費が上がれば上がると申しましたが、率が上がるのではなくて、率は1割と決められていますのでそのままだろうと考えています。また、この制度につきましては2年ごとに見直しということが確か盛り込まれてたと思います、その時点でまたいろいろな政策ということが出てくるのではないかと考えています。

○ 楡井委員

10%ですよね、これが12%になるんじゃないかと私言ったんですけど、2年後の見直しの際ですね、そういう状況が起こるのではないかという心配をしたわけです。もしそういう状況にならなくて10%がずっと続くという状況になれば、医療費は上がる、後期高齢者の方からの保険料は10%のまま、後期高齢者の方たちの収入が上がれば同じ10%でも金額が違

ってくると思いますけど、それは考えられない状況の中ですから、この2年後の見直し、こういうときになって今度は後期高齢者からの医療費は12%にするよと、また何年かした後15%にするよというようなことになりはしないかというおたずねですけど。

○ 健康増進課長

全体の枠自体は確かに1割でございます。ただ、市が求められる保険料につきましては国保と一緒に取らせていただいていますけど、もしその量が増えればやはり一般の方々の求められる後期高齢者支援分、これにつきましては増加する可能性はございます。

○ 楡井委員

今言われたのは国民健康保険に加入している人たちの負担分も増えるであろうということでしょうけど、私がお聞きしたいのはそのこともありますけど、後期高齢者医療保険の保険料—これがどうなるかということがお聞きしたいんですよ。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:36

再開 13:36

委員会を再開いたします。

○ 健康増進課長

失礼いたしました。後期高齢者医療制度、今均等割と所得割で構成されています。この中で医療費が上がって1割分が増えれば、必然的に、足らなくなるということであればその中の所得割また均等割というのが増えてくるということになってまいります。

○ 楡井委員

結局この保険料が医療費の増大に伴って天井知らずに上がっていく可能性もあるということだと思います。

それで65歳から74歳までの後期高齢者以前の高齢者の方たちの国民健康保険税も年金から天引きとなるようになりました。これ全国的には350万人くらいの対象のうち50万人くらいが年金からの天引きになるそうではありますが、飯塚市としてはこの人たちがどのくらいおられるのか把握していますか。

○ 健康増進課長

65歳から74歳までの年金からの天引きされる方につきましては本市では3,419人おられます。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたしました。

執行部から案件に記載の5件について報告したい旨の申し出があります。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

はじめに、「国民健康保険税の所得データの入力遅れ問題について」の報告を求めます。

○ 健康増進課長

国民健康保険税の所得データの入力遅れ問題につきまして、ご報告させていただきます。所得税の申告につきましては、本年は2月18日から3月17日まで税務署及び本庁、各支所で

受付を行っています。申告内容の税システムへの入力につきましては課税課で実施いたしていますが、本庁、支所での申告分は税システムに直接入力し、税務署での申告分は随時税務署に出向いて申告書を受け取り税システムに入力をいたしています。また、本年の税務署での申告分は3月21日までは随時申告書を受け取り入力作業を行っていましたが、3月22日以降は31日に4,732人分をまとめて受け取り、その中から3月17日までの日付の表示のある1,930人分を期限内と判断し、当初賦課の入力期限であります5月19日までに入力を行い、日付未記入の残り2,802人分を期限後申告と判断し、その後に入力を行っています。国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料につきましては税システムから情報を得て賦課していますことから、本年度の当初賦課につきましても5月15日現在の情報を反映しています。また、国民健康保険税の納税通知には税システムに入力が無ければ申告をお願いする内容の文言が表示されますので、納税通知書の発送いたしました6月10日以降に健康増進課に期限内に申告しているのになぜ未申告なのかなどの問い合わせがあり、2,802人の中に期限内に申告をされた方がおられることが判明したものです。このため国民健康保険税につきましては、期限内に申告された可能性のある方1,483人に確定申告の所得を取り込んだ上、お詫び状を添えて7月10日に課税額の変更通知を送付いたしています。また、後期高齢者医療保険料につきましても、同様に109人の方々にお詫び状を添えて7月15日に算定通知書を送付いたしています。該当されました納税者の方々には多大なるご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げますと共に、今後このようなことのないよう各部署連携を図って行きたいと思えます。

○ 楡井委員

いくつかお聞きしたいと思い事前にお知らせしていましたが、経緯と原因については今の説明でおよそ分かったんですが、この2,802人の人たちを、その人たちを含めてですが4,732人ですかね、この人たちの分をいつ税務署から受け取ったのか、その点についてはいかがですか。

○ 健康増進課長

3月31日に4,732人分をまとめて受け取ったとのことでした。

○ 楡井委員

期限内というふうな位置づけで区別されているように思うんですが、期限内、期限後ということの区分けはどういうことでされるんですか。期限は何月何日になってるんですか。

○ 健康増進課長

期限と申しますのは所得税の申告の期限でして今年は3月17日になっています。本来ですと所得税の申告はここで全て終わらせなければならないものですが、事実上はずっと常にどなたかが申告されていまして、最初は多いでしょうがだんだん少なくなってくると思いますけど、どこかでやはり線引きをされると、そして当初賦課ということになってまいります。ということであれば少なくとも法定期限であります3月17日までは取り込んでおかなければならないという意味で期限内、外ということでお話申し上げました。

○ 楡井委員

ところがその3月21日まではそういう扱いにして、3月22日に以降の分、4,732人はその期限、17日以降というふうにしたということではありますが、その4,732人のうち、1,930人は期限の前というふうにみなして仕事をされたわけですよね、結局そのあとの2,802人の人たちはその後だということに放置したと、放置したというか仕事をしなかったと、こういうこの人たちの記入漏れというのが生じたという話ですが、何で1,930人と2,800人との差が出てくるのか、その点はどうでしょう。

○ 健康増進課長

3月31日に4,732人分を受け取られたと、その中で1,930人分につきましては

書類の中に3月17日以前に申告したという記載がございます。そのほかの方々2,802人という方々につきましては、その記載が無かったということでございます。それで、明白に期限内と分かる1,932人分をまず最初に処理したというようなことでございます。

○ 楡井委員

31日にもらいに行ってるわけでしょ、仕事としてはですね、ですから当然この4,700人全部をそういうふうな状況で仕事をしなければならなかったんじゃないかというふうに思うんですよね。ここで1,930人と2,802人としゃにむに分けなければならなかった特別な理由というのはあるんですかね。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:45

再開 13:50

委員会を再開いたします。

○ 健康増進課長

入力の方法につきましては課税課の判断ですので答弁は差し控えさせていただきたいと思えます。

○ 楡井委員

縦割り行政を止める、注意するというのも含めて、やはりそういうあそこのことだから言えませんか、このことだから言えませんか、言うようなことは面白くないと思うんですよね。特に税金のことで言えば私は集める専門、私は使う専門ですから集める方のことは知りませんというようなわけにもいかんと思うんですよね、今後こういうことは連携とってしないといかんと思いますので、大いに注意してもらわないといかんし、第一市民に迷惑をかけるということは、行政の側の仕事の仕方ですら市民に迷惑をかけるというようなことは絶対に避けるべきだというふうに思いますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

先程の答弁の中で、影響を受ける人数が報告されましたが、この人たちに対する金額が、どのくらいの金額に影響するものなのか、増える人、減る人が当然に出てくると思えますので、その人数金額が分かれば、それから増える人、減る人の人数が分かれば教えていただきたいと思えます。

○ 健康増進課長

まず増額分ですが1,174世帯で影響金額2億115万9,800円、減額につきましては309世帯で1,433万5,200円となっています。

○ 楡井委員

それから、次は事後処理については先程説明がありましたのでよしといたします。飯塚民主商工会とこの問題について、課税課が交渉と申しますか、やっています。その内容と結果について説明をしていただきたいと思えます。

○ 健康増進課長

民主商工会の方々とは何度かお会いしていますが、一番大きな点につきましては期限内に申告をしているのに税の更正決定とは何事かということが納得いかないということが主なことでございます。このため、8月6日に執行停止の異議申し立てを市の方に出されています。

○ 楡井委員

今言われたようにこれ以後8月6日に交渉があつて、それ以後、不服申し立てということで納付書その他の変更を停止している状況があるんですけど、一部の人たちに対して訂正のないまま、あなたは税金を納めてませんよという督促状が来ているようなんですよね、これは全くこの8月6日の交渉の結果と違った結果になってるわけですね。これを踏まえないままの督促状になってるわけです。これについての状況が国保の関係にもあるんじゃないかと思うんです。

当然介護保険なんかにも関連するんですかね、そういうところについての督促の状況は分かりますか。

○ 健康増進課長

督促を送りました方につきましては、20数人です。

○ 楡井委員

これは対市交渉がそれなりの幹部の方と話し合いをしたうえで確認されてるわけですよ、にもかかわらず督促状が発行されるということはどういうことなのかですね。先程の元々問題になった4,732人ですかねこの人たちの問題があつてですよ、反省したはずにも関わらず対市交渉の結果を踏まえずにこういう督促状を発行すると、行政の仕事としてどうなのか、この点について反省はないのかどうかというのを糺したいわけですよ。ひとつの課とか部ではないと思うんです。ここに出席されていない課税課ですか、こういうところの話もあるでしょう。当然課税課もこの対市交渉に参加しているはずですよ。そういう意味でこういうことを繰り返している反省はないのかということについての考え方をきちんと述べていただいて、トップの方々からもこういう行政のあり方についての答弁なり言葉を述べていただきたいというふうに思います。

○ 健康増進課長

執行停止の申し立てをされていまして、執行停止の処分が下されればそれは有効と考えていますが、市としましては執行停止の申立書が出された段階で法的効力といいますか、色々な処分につきまして停止するものではないと考えています。ただ、異議申立書の回答というのはやはり私ども早急に示すべきと考えておりますけど、民主商工会との話の中で執行停止以外にも市の入力遅れが原因であること、これは税の変更の原因というのは私ども市民ではないと、市の入力遅れが原因ではないかと、システムの中で後々はっきり分かるように入れてほしいという要望等がありまして、それを含めて私ども回答させていただきたいと考えておりましたことから日にちが延びた経緯もございます。督促状と申しますのは、法律上20日以内に出さねばならないことになっております。回答が遅れたことにつきましては、50名ほどいらっしゃいますが、お詫び申しますと共に督促手数料はいただかないように処置したいと考えています。

○ 副市長

今回のデータ入力の遅れによりまして、市民の皆さん方に多大なるご迷惑をおかけしましたことに対しまして、深くお詫び申し上げます。今回の入力遅れの原因を職員から調査しますと税務署から3月31日に受けとった4千通以上の申告書、その中で日付の記載のないものについてを期間外申告というような格好で単純に処理したということにそもそも問題点があったんだというふうに考えています。今後職員にも私のほうからも、あるいは、市長のほうからも厳しく申し渡していますが、もう少し緊張感を持って仕事にあたるべきだというようなことで、今後こういうふうな間違いが無い様に、また、市民の皆さん方にこういうふうなことでご迷惑をかけることが無い様に、十二分に縦横の連携をとりながら事務を進めてまいりたいというふうに考えていますのでご了解のほどよろしくお願いいたします。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「飯塚市立病院協定書等の変更について」報告を求めます。

○ 健康増進課長

飯塚市立病院の協定書等の変更につきまして、御報告させていただきます。1月18日に厚生文教委員会に提出いたしました協定書案につきましては、委員会におきまして内容変更を指摘された箇所の検討や文言の整理を行った上、2月12日付けで協定を締結いたしております。

厚生文教委員会提出資料の1の2をお願いいたします。飯塚市市立病院の指定管理者による管理に関する協定書を提出させていただいています。その10条をお願いいたします。10条につきましては施設等の整備及び機材備品の購入に関する規定で第1項は施設等の整備、修繕及び備品の購入において甲がその費用に充てるために病院事業債を起したものの以外は乙の負担とすると規定されており。甲が病院事業債等を起したときは甲の負担とするように読み取れます。しかし地域医療振興協会との取り決めにつきましては施設等の整備及び機器備品の購入について原則乙これは地域医療振興協会でございますが、乙の負担と。甲―飯塚市が病院事業債等の起債をした場合、その借入金に伴う元利償還金は交付税の額を除き乙の負担といたしておりました。また、乙の負担の規定につきましては、年度協定書第4条―資料2の2をお願いいたします、これは年度協定書でございます、この年度協定書の第4条をお願いいたします、乙は病院事業債及び合併特例債にかかる元利償還金に対し算入される交付税を除いた額を負担するものとする規定しているため、協定書に盛り込まなくても乙が負担するということが解ると判断しまして協定書からは除いています。しかし、現状では取り決めどおりの内容で双方合意していますが、30年間の長期契約であり、一般質問等でご指摘を受けていましたが先々に疑義を生じることになることも考えられます。このため誤解の生じないように―委員会資料1をお願いいたします、この資料のとおり10条第2項において甲が病院事業債等の起債をした場合、その借入金に伴う元利償還金は交付税の額を除き乙の負担という旨を規定した変更契約書を締結していますので御報告いたします。なお、厚生文教委員会資料2でございます。これの変更協定書につきましては病院事業債及び合併特例債にかかる元利償還金に対して算入される交付税を除いた額、これが確定いたしましたので年度協定書を変更したものでございます。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「穎田病院等の建て替え計画について」報告を求めます。

○ 健康増進課長

穎田病院等の建て替え計画についてご説明させていただきます。本年4月に穎田病院を医療法人博愛会に、愛生苑を社会福祉法人白鳳会に移譲致しておりますが、穎田病院施設の一部建設及び愛生苑の建て替え計画等について協議いたしましたのでその概要について報告いたします。厚生文教委員会資料3をご覧くださいませようをお願いいたします―穎田病院につきましては、病院本体の建て替え計画及び療育施設の計画については、現在協議を続けておりますが、穎田病院の一部として先行して人工透析棟を図のように建設したいとの申し出がありました。延べ床面積は約630㎡、完成は21年3月を予定しております。愛生苑につきましては図のように敷地の北側に建設する予定で述べ床面積は約3,190㎡、完成は22年3月を予定しております。また敷地につきましては現在穎田病院敷地として博愛会に無償貸与している土地は飯塚市口原1049-2、同1061-1の約11,000㎡でございます。この図面から申しますと中心の上の方に1049-2がありましてその下に1061-1と表示いたしております。この穎田病院、給食センター等がありましたところの左側の土地の2筆です、しかし、将来的に図のように愛生苑及び穎田病院を配置いたしますと愛生苑を運営いたしております白鳳会、穎田病院を運営しています博愛会の対応しています土地が原契約から大きく変わることになります。図ではラインを引いていますが、これは仮に引いたラインで今後協議したいと考えています。また、穎田病院の人口透析棟につきましては図のように現在貸与していない飯塚市口原1064-2に建設することになりますので、飯塚市口原1064-2、約2,700㎡を穎田病院敷地として飯塚市立穎田病院の運営の移譲に関する協定書に規定する土地に準じて取り扱い、当分の間無償貸与したいと考えています。今後穎田病院及び療育施設、愛生苑それぞれ

の計画が確定次第、博愛会、白鳳会と再度契約を取り交わしたいと考えております。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「保健福祉総合センター等の浴場利用時間変更について」報告を求めます。

○ 社会障がい者福祉課長

保健福祉総合センター等の浴場利用時間変更について、ご報告いたします。お手元に配布しております資料をお願いします。

原油の高騰に伴う浴場用燃料の急騰に対し、穂波保健福祉総合センター及び忠隈住民センターの各指定管理者から、本市との間で締結しております「管理運営に関する協定」に基づき、指定管理料等について協議の申し出がありましたので協議を行ないました結果、今回は「指定管理料」及び「浴場利用料金」等の見直しは行なわず、運営面における対応として「浴場利用時間の変更」等を行い、燃料消費量の節減を図ることといたしております。また、市の直営で管理運営しております「庄内保健福祉総合センター」につきましても、同様の事由により統一化を図るため、浴場利用時間の変更等を実施することといたしております。実施時期につきましては、平成20年10月1日から当分の間とし、利用時間の変更につきましては穂波保健福祉総合センターが現行の10時～21時を11時～20時に。庄内保健福祉総合センターが現行の10時～21時30分を11時～20時に。忠隈住民センターが現行の13時～20時を15時から20時にそれぞれ変更するものであります。なお、穂波保健福祉総合センターにつきましては指定管理者との協議で10月ごろまでは夜まだ暖かいということで10月は20時30分までといたしております。

また、利用者への周知につきましては、9月の市報及び各施設でのポスター掲示など、燃料高騰に伴う時間変更について、利用者へのご理解・ご協力をお願いと合わせまして周知する予定と致しております。なお、今回の時間変更に伴う燃料費節減額は、1時間当たりの平均使用量で単純計算しますと、燃料費高等分の約半分程度しか見込まれませんので、その他の対応策として、お風呂の保温特性シートの設置、節水型シャワーへの取替え、利用者への節水をお願いを合わせて実施したいと考えております。以上、簡単ではございますが「浴場利用時間変更について」説明を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「第16回ふくおか県民文化祭2008オープニングイベントの開催について」報告を求めます。

○ 生涯学習課長

ふくおか県民文化祭は、県民の皆様文化に接する機会と発表の場を提供することを目的に、毎年秋に開催されます。その県民文化祭のオープニングイベントがお手元のパンフレットの通り、10月12日(日)に本市において開催されます。オープニングイベントは、県民文化祭の幕開けにふさわしい文化芸術事業として、開会式を中心に本市の地域性を活かしながら、新しい文化創造に向けた舞台を展開します。また、いづかどんたく宿場祭りがコスモスコモン広場において、同時に開催されます。入場料は、コスモスコモン大ホール、中ホールともに1,500円となっております。オープニングイベントの詳細につきましては、パンフレットを配布しておりますので説明は省略させていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。
これもちまして厚生文教委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。